

射水市監査委員告示第3号

定例監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、射水市監査基準（令和2年射水市監査委員告示第6号）に準拠して令和5年2月に実施した商工企業立地課、観光・定住課、農林水産課、農業委員会事務局、の定例監査の結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和5年2月20日

射水市監査委員 村上 欽哉

射水市監査委員 折橋 清弘

射水市監査委員 吉野 省三

定例監査実施報告

第1 監査の概要

1 監査の対象及び選定理由

(1) 監査の対象

(産業経済部) 商工企業立地課、観光・定住課、農林水産課

(農業委員会) 農業委員会事務局

(2) 選定理由

産業経済部、農業委員会の財務に関する事務、経営に係る事業の管理については、監査の実施頻度、金額的・質的重要性などから、次のとおり当年度の監査委員監査の対象とする。

監査の方法	対象局	前回の監査期間 (監査範囲)	監査方法
監査委員監査	商工企業立地課	令和4年1月25日 ～ 令和4年2月8日 (令和2年度執行分)	書面監査
	観光・定住課(観光係) ※旧港湾・観光課		
	// (定住・交流促進係) ※旧未来創造課	令和3年12月22日 ～ 令和4年1月12日 (令和2年度執行分)	監査委員監査
書面監査	農林水産課	令和4年1月25日 ～ 令和4年2月8日 (令和2年度執行分)	
	農業委員会事務局		

2 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査し、その有効性を評価するとともに、令和3年度に執行した当該事務が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効率的かつ効果的に行われているかを、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの監査手続を通じて検証することを目的とする。

3 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 必要性の乏しい補助金や助成金が交付されるリスク	ア 使用は、交付要綱の交付目的及び交付対象を逸脱していないか。
	イ 補助金の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
	ウ 実績報告に基づく精算は適切か。
	エ 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
(2) 適正な契約手続が行われないリスク	ア 随意契約による場合、その理由は適正か。
	イ 随意契約による場合は原則として2人以上の者から見積書を徴しているか。また、例外的に1人の者から見積書を徴する時は、その理由は適正か。
	ウ 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保持の方法は適正に行われているか。また、工事については設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りを行っているものはないか。
	エ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
	オ 契約書、見積書等関係書類及び恣意に分割している契約はないか。
(3) 支出事務が適正に行われないリスク	ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
	イ 需用費、備品購入費の支出において、検査検収は確実に行われ、かつ、物品購入、修繕等の事実のないものはないか。
	ウ 委託料の支出において、委託の相手方及び選定方法は適切か。
	エ 委託内容の履行確認は適正に行われているか。また、履行期限は守られているか。

4 監査の実施内容

商工企業立地課、観光・定住課、農林水産課、農業委員会事務局の財務に関する事務、経営に係る事業の管理について、主な着眼点ごとに、内部統制の整備状況及び運用状況について、証ひょう書類等の突合、質問、関係書類の閲覧などの方法により監査を実施した。

5 監査の期間

令和5年2月1日から令和5年2月15日まで

第2 事業の概要

1 事務又は事業の概要

(1) 商工企業立地課

商工企業立地課は、商工労政、企業立地に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 商工業の振興に関すること
- ② 雇用の促進等労政に関すること
- ③ 労働福祉の向上に関すること
- ④ 企業誘致及び工場立地に関すること

(2) 観光・定住課

観光・定住課は、観光振興、定住促進に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 観光振興及びブランド化推進に関すること
- ② 各種まつり及びイベントに関すること
- ③ 特産品の奨励に関すること
- ④ 空き家の利活用、定住促進事業に関すること
- ⑤ 地域おこし協力隊に関すること

(3) 農林水産課

農林水産課は、農林水産業の振興に関する事務及び管理を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 農業経営及び生産に係る支援・振興に関すること
- ② 農業振興地域整備計画に関すること
- ③ 農業農村整備事業に関すること
- ④ 森林整備に関すること
- ⑤ 水産業の振興育成に関すること
- ⑥ 新湊漁港の維持管理に関すること

(4) 農業委員会事務局

農業委員会事務局は、農業委員会に関する事務を行っており、主として次のような事務が行われている。

- ① 農業委員会の開催に関すること
- ② 農地法による許可、届出等に関すること
- ③ 農業者年金に関すること

2 監査対象局と職員数

(1) 監査対象局の部署別職員数直近数年間の推移 (単位：人)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
商工企業立地課	6	6	6
港湾・観光課	9	9	9
農林水産課	13	13	13
農業委員会事務局	(4)	(4)	(4)

※農業委員会事務局は令和元年度から農林水産課兼務

第3 監査の結果

事務事業は概ね適正に行われていたものと認めるが、次の事項について措置又は検討されたい。なお、その他簡易な注意事項については、記述を省略した。

○ 意見

- 1 補助金等の交付にあたっては、市補助金適正化に関するガイドラインのチェックシートを用いる等、その事業効果や必要性について、確実に検証を行われたい。
- 2 企業団地については、早期の全区画売却に向け、引き続き、積極的に企業誘致に努められたい。

(商工企業立地課)

- 3 市観光協会や民間事業者との連携やSNSの活用などにより、引き続き本市の魅力を全国に発信されるとともに、この3月策定予定の「第2次射水市観光振興計画」を確実に実行されたい。また、本市の全国的な知名度を高めるため、大々的な観光戦略を検討されたい。

- 4 補助金等の交付にあたっては、市補助金適正化に関するガイドラインのチェックシートを用いる等、その事業効果や必要性について、確実に検証を行われたい。

(観光・定住課)